

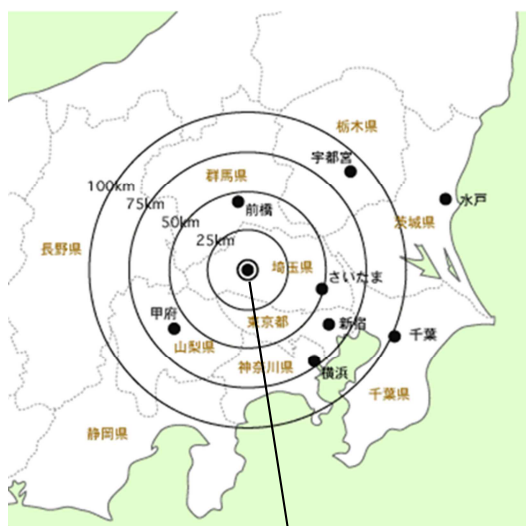
1 定住自立圏の名称・構成市町村の名称及び計画期間

(1) 定住自立圏の名称

ちちぶ定住自立圏

(2) 定住自立圏を構成する自治体

秩父市 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町



0110A4CM21「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を使用した。（承認番号 平22業使 第632号）」

(3) 定住自立圏共生ビジョンの期間

令和2年度～令和6年度

※毎年度所要の変更を行うこととします。

2 ちちぶ定住自立圏の現状と将来像

(1) 圏域の状況

「ちちぶ」は、周囲に秩父山地の秀嶺をはじめとする山岳丘陵をめぐらせる盆地に開けた山紫水明の地です。奥秩父に発する荒川の清流と大森林が生み出す大気は、多くの生命を育み、人々の暮らしに潤いと安らぎを与えています。

「ちちぶ」の歴史は古く、崇神天皇の時代には「知知夫国（ちちぶくに）」が開かれ（旧事紀一國造本紀一）、そこに暮らした先人は豊かな自然の中にあつて文化を形成してきました。知知夫国は後に武蔵国の一部となり「秩父郡」が置かれました。「ちちぶ」が歴史上著名になったのは、西暦 708 年に武蔵国秩父郡から自然銅を朝廷に献上したことが「続日本紀」に現れてからです。天皇は年号を「和銅」に改め、この銅により我が国最古の通貨「和同開珎（わどうかいちん）」が鑄造されました。

時代は下り、江戸時代には忍藩の陣屋を大宮郷（現秩父市中心部）に置き、代官が民政を担当していました。また、大宮郷に鎮座する妙見宮（現秩父神社）が秩父郡の総鎮守として古くから郡内の神社信仰の中心的地位を占め、その祭礼、祭市により商業も発展してきました。

爾来大宮郷は秩父地方の政治経済の中心地として栄え、明治維新後大宮郷に「秩父郡役所」が置かれ近代化への道を歩みました。

明治 19 年の秩父新道開通、明治 28 年の熊谷大宮道改修、そして大正 3 年の熊谷秩父間の鉄道敷設など、交通網が著しく整備されました。それに伴い従来の農林業、織物業に加えセメント産業が興り新たな地場産業となりました。そしてこれらは戦後も秩父地方の主要な産業となって地域の発展に貢献しました。さらに昭和 44 年の西武鉄道秩父線開通や関越自動車道の開通など交通アクセスが整備され、観光が新たな産業として脚光を浴びるようになってきました。

また、行政組織としては、昭和 45 年 4 月に秩父広域市町村圏組合が発足し、現在、ごみ処理や消防、水道など 10 事業を 1 市 4 町で共同処理しています。

市町村合併についても、平成 15 年 2 月より全国的な動きを受け、1 市 5 町 3 村の 9 自治体により合併の検討が始まり、様々な協議や住民投票の結果、平成 17 年 4 月 1 日に旧秩父市、旧吉田町、旧大滝村、旧荒川村の 1 市 1 町 2 村で現在の秩父市となり、平成 17 年 10 月 1 日に旧小鹿野町と旧両神村の 1 町 1 村で現在の小鹿野町となりました。

現在、秩父圏域では、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の 1 市 4 町が行政を担っています。

(2) 圏域の将来像

秩父圏域の人口は平成 22 年（2010 年）時点で 10 万 8 千人ですが、平成 30 年（2018 年）には 10 万人を下回り、令和 27 年（2045 年）には 6 万人となる人口推計が出ています。また、地域主権の推進により、基礎自治体の責任範囲が拡大し、住民ニーズや行政が直面する課題はさらに高度化していくと予想されています。

このように、私たちを取り巻く環境は必ずしも明るいとは言えませんが、全国的な

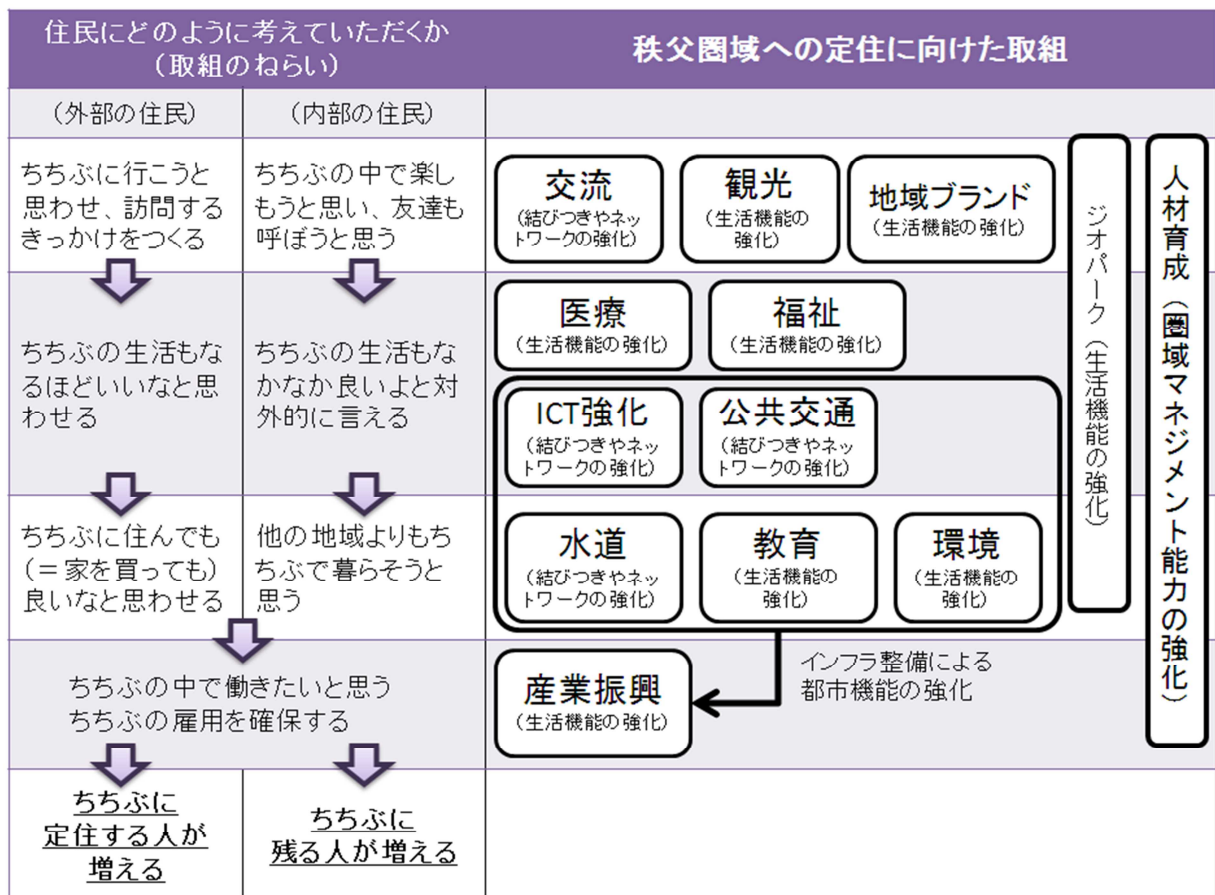
傾向として、情報技術や公共交通の進歩やライフスタイルの転換により農村型の生活を嗜好する人々が増加し、地球温暖化防止のため環境政策に対する関心の高まりが見られます。都心から 80 km 以内に位置する秩父圏域の地理的優位性を活かして 1 市 4 町が連携して諸課題にあたることができれば、持続可能な地域で有り続ける可能性を見出せることができるのではないのでしょうか。

「ちちぶ」に生きる私たちは、連綿と受け継がれている先人が育んできた伝統文化、産業を後世へ伝えるために今こそ力を合わせなくてはなりません。

ちちぶ定住自立圏を構成する 1 市 4 町は、それぞれの住民が秩父圏域を生活圏として意識していることを理解しつつ、互いの独自性を尊重しながら、圏域全体の活性化を図る政策を連携して展開し、地域住民の福祉向上と地域振興を図り、希望に満ちた未来の「ちちぶ」を創りたいと考えています。

(3) ちちぶ定住自立圏の取組

地域住民の福祉向上と地域振興を図るため、ちちぶ定住自立圏を構成する 1 市 4 町は様々な分野で政策を実施します。具体的なイメージは以下のとおりです。今後、ちちぶ定住自立圏により外部及び内部の住民に秩父圏域に住みたいと考えていただくような取組を行いたいと考えています。



(参考) 秩父圏域における将来の市町村別人口

(単位：人)

総人口	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
秩父市	66,955	63,555	59,734	55,881	52,111	48,404	44,719	41,073
横瀬町	9,039	8,519	7,905	7,275	6,677	6,096	5,523	4,957
皆野町	10,888	10,133	9,275	8,431	7,610	6,816	6,048	5,324
長瀬町	7,908	7,324	6,751	6,165	5,588	5,023	4,481	3,953
小鹿野町	13,436	12,117	10,848	9,636	8,502	7,461	6,458	5,488
圏域合計	108,226	101,648	94,513	87,388	80,488	73,800	67,229	60,795

65歳以上人口	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
秩父市	19,521	19,929	19,678	19,256	18,760	18,435	17,329
横瀬町	2,598	2,749	2,737	2,699	2,652	2,541	2,316
皆野町	3,447	3,548	3,422	3,212	2,972	2,854	2,620
長瀬町	2,565	2,639	2,609	2,540	2,434	2,348	2,149
小鹿野町	4,037	4,210	4,151	3,929	3,717	3,475	3,135
圏域合計	32,168	33,075	32,597	31,636	30,535	29,653	27,549

65歳以上人口割合	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
秩父市	30.7%	33.4%	35.2%	37.0%	38.8%	41.2%	42.2%
横瀬町	30.5%	34.8%	37.6%	40.4%	43.5%	46.0%	46.7%
皆野町	34.0%	38.3%	40.6%	42.2%	43.6%	47.2%	49.2%
長瀬町	35.0%	39.1%	42.3%	45.5%	48.5%	52.4%	54.4%
小鹿野町	33.3%	38.8%	43.1%	46.2%	49.8%	53.8%	57.1%
圏域合計	31.6%	35.0%	37.3%	39.3%	41.4%	44.1%	45.3%

75歳以上人口	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
秩父市	10,274	10,424	11,087	11,394	11,195	10,861	10,478
横瀬町	1,351	1,433	1,565	1,664	1,639	1,603	1,557
皆野町	1,793	1,798	1,956	2,060	1,956	1,771	1,580
長瀬町	1,284	1,418	1,569	1,605	1,549	1,477	1,392
小鹿野町	2,233	2,178	2,252	2,435	2,422	2,237	2,032
圏域合計	16,935	17,251	18,429	19,158	18,761	17,949	17,039

75歳以上人口割合	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
秩父市	16.2%	17.5%	19.8%	21.9%	23.1%	24.3%	25.5%
横瀬町	15.9%	18.1%	21.5%	24.9%	26.9%	29.0%	31.4%
皆野町	17.7%	19.4%	23.2%	27.1%	28.7%	29.3%	29.7%
長瀬町	17.5%	21.0%	25.5%	28.7%	30.8%	33.0%	35.2%
小鹿野町	18.4%	20.1%	23.4%	28.6%	32.5%	34.6%	37.0%
圏域合計	16.7%	18.3%	21.1%	23.8%	25.4%	26.7%	28.0%

出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）

ちちぶ定住自立圏

生活機能の強化

医療

- ・ 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減
- ・ 救急医療体制の充実
- ・ リハビリテーション体制の確立

保健・福祉

- ・ 住民を対象とした保健福祉事業の充実
- ・ 子育て支援及び児童福祉の充実

教育

- ・ 生涯学習の充実
- ・ 保護者の学習に関する事業の充実
- ・ 高等学校と連携した地域振興

産業振興

- ・ 滞在型観光の促進
- ・ 外国人観光客の増加
- ・ 秩父まるごとジオパークの推進
- ・ 圏域内企業の支援体制の充実
- ・ 有害鳥獣対策の推進
- ・ 地域ブランドの確立と特産品の販売促進

環境

- ・ ちちぶ環境保全の推進

結びつきやネットワークの強化

地域公共交通

- ・ 誰もが利用しやすい公共交通の推進

デジタル・デバイドの解消に向けた ICT インフラの整備

- ・ 秩父圏域情報化の推進
- ・ 地域情報共有システムの構築準備

圏域外の住民との交流及び移住促進

- ・ 交流及び移住促進事業の（合同）実施

水道

- ・ 秩父圏域における水道事業の運営の見直し



圏域マネジメント能力の強化

人材育成等

- ・ 人材育成
(研修、専門家招へい)



4 ちちぶ定住自立圏を形成するための協定項目一覧表

●：平成21年9月25日で締結 ○：平成22年3月24日で締結

▲：平成23年9月30日で締結 △：平成31年3月19日で締結 -：締結未定

政策分野	No.	協定項目	協定内容	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
医療	1	医師・医療スタッフの確保及び負担軽減	圏域における医師・医療スタッフの確保及び負担軽減を図るため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、医師・医療スタッフの相互派遣体制の支援、院内保育の整備運営など関連する事業を合同で実施します。	●	○	●	○	●
	2	救急医療体制の充実	圏域における救急医療体制をさらに充実させるため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、秩父郡市医師会及び医療系大学との連携の強化、医療スタッフのサポート体制の確立などの関連事業を実施します。	●	●	●	●	●
	3	リハビリテーション体制の確立	圏域におけるリハビリテーション体制を確立するため、需要を調査・検証した上で、圏域内外の医療機関等と連携し、回復期リハビリテーションを中心とした事業を実施します。	●	●	●	●	●
保健・福祉	4	住民を対象とした保健福祉事業の充実	保健福祉事業について住民が受講する合同で取り組むことが効果的・効率的と認められた事業を実施します。	○	○	○	○	○
	5	子育て支援及び児童福祉の充実	ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育などを需要を調査検証した上で、必要と認められる事業を合同で実施します。	○	○	○	○	○
教育	6	生涯学習の充実	生涯学習の機会を充実させるため、生涯学習事業の実施や広報、学習施設の整備・運営を行います。	○	▲	○	○	▲

政策分野	No.	協定項目	協定内容	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀨町	小鹿野町
教育	7	保護者の学習に関する事業の充実	保護者の学習に関する事業を合同で実施します。	○	○	○	○	○
	8	高等学校と連携した地域振興	圏域内の高校と連携を強化して、地域振興のため合同で実施することが効果的な事業及び高校の魅力化を推進する事業等を実施します。	△	△	△	△	△
産業振興	9	滞在型観光の促進	既存事業の見直しを行った上で、広域型観光ルートの整備や観光客誘致宣伝活動を行います。	○	▲	○	○	▲
	10	外国人観光客の増加	外国人向けの観光ルートの整備や外国人観光客の受入体制を充実させます。	○	▲	○	○	▲
	11	秩父まるごとジオパークの推進	秩父の地質資源等を活かした秩父まるごとジオパーク構想を推進するために、ジオパークの活用方策について、協議会を設置して計画を策定するとともに、ジオサイトを結ぶ散策コースの設定などジオツーリズムの整備を行います。	○	—	○	○	○
	12	圏域内企業の支援体制の充実	事業者や創業希望者を対象にコーディネーターを派遣し経営課題等に関する診断、助言等の一貫した支援を行うための産学官連携コーディネート事業や中小企業応援プロジェクト事業などを実施します。	○ ▲	○ ▲	○ ▲	○ ▲	○ ▲
	13	有害鳥獣対策の推進	有害鳥獣に関する情報交換や対策の研究を行います。	○	○	○	○	○
	14	地域ブランドの確立と特産品の販売促進	マーケティングに詳しく実績のある専門家を招へいし、首都圏を中心として、秩父の商品を効果的に売り出す戦略を立て、商談会に参加するなどして、地元産品の販売促進につなげます。	▲	▲	▲	▲	▲
環境	15	ちちぶ環境保全の推進	新たな環境保全に関する総合的な計画を合同で策定し、それに基づき事業を実施します。	○ ▲	○ ▲	○	○	○ ▲

政策分野	No.	協定項目	協定内容	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀨町	小鹿野町
地域公共交通	16	誰もが利用しやすい公共交通の推進	圏域における公共交通の需要を調査し、検証することにより、既存の公共交通振興計画等を見直して圏域で統一した計画を作成します。	○	○	○	▲	▲
デジタル・デバイドの解消に向けた ICT インフラの整備	17	秩父圏域情報化の推進	圏域におけるデジタル・デバイドの解消及び情報ネットワーク化を推進するため、「秩父圏域情報化推進計画（仮称）」を策定します。	●	●	●	●	○
	18	地域情報共有システムの構築準備	圏域の防災・防犯情報などの提供システムの運用について研究します。	●	●	●	●	○
圏域外の住民との交流及び移住促進	19	交流及び移住促進事業の（合同）実施	圏域外の住民を多く受け入れるため、民間団体などと協力して、需要を調査・検証した上で、（子ども）農山村交流プロジェクトなどの交流推進事業、空き家バンクの実施などの移住促進交流事業を合同で実施します。	●	○	●	○	●
水道	20	秩父圏域における水道事業の運営の見直し	圏域における水道事業の運営の在り方について、検討を行います。	●	●	●	●	▲
人材育成等	21	人材育成等	圏域内の職員や関係者の資質及び政策形成能力の向上など、圏域マネジメント能力を強化するため、圏域外の専門家を招へいし、合同研修などを実施します。	●	●	●	●	●
平成 21 年 9 月 25 日で締結 ●				8	6	8	6	5
平成 22 年 3 月 24 日で締結 ○				11	9	11	12	9
平成 23 年 9 月 30 日で締結 ▲				1	4	1	2	6
平成 31 年 3 月 19 日で締結 △				1	1	1	1	1
締結協定項目数合計				21	20	21	21	21

5 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

☆本項の記載事項について

各分野の取組内容は、以下の6つの項目で構成されております。

・「○施策体系○」

共生ビジョン政策体系図（P.5）の該当政策を抜粋し、それぞれの政策を実現するための施策を示しております。

・「○戦略図○」

圏域が抱える課題等、ちちぶ定住自立圏で実施する事業、事業の実施により短期的に期待される効果、中・長期的に期待される効果及び将来像をチャート図としてまとめています。

・「○現況と課題○」

定住自立圏形成協定を締結するに当たっての問題意識を記載しています。

・「○今後の展望○」

定住自立圏構想の枠組みで実施する事業がどのような方向性で推進されていくかを記載しています。

・「○主要事業○」

以下に示す、事務事業の選択基準に基づき、ちちぶ定住自立圏において推進する事業として掲載しています。

◎事務事業の選択基準

- ・事業を実施するに当たり、ちちぶ定住自立圏に参画する自治体が複数で参加し、圏域全体の発展を見込めるものとなっているか。
- ・共生ビジョン懇談会及びちちぶ定住自立圏推進委員会における議論を経て、共生ビジョンに掲載された事業となっているか。
- ・単独自治体で実施している既存事業の単なる財源の付け替えとなっていないかどうか。
- ・既存事業をちちぶ定住自立圏の事業として位置づけた場合は、圏域のために発展させる事業となっているかどうか。
- ・現状では実施が難しい事業であっても、前向きに検討する。

具体的な項目として、形成協定、事業名、事業概要、成果、関係市町の役割分担、事業費（『0』は事業費計上がないが、協議・検討は行う。『-』は事業実施前・事業終了。）、国県補助事業等の名称・補助率等、関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方を記載しています。

なお、形成協定は、最初に締結した自治体間の協定文書を転載しており、各自治体により若干書きぶりが異なります。

また、平成29年3月の四訂版より「取組の成果指標」を掲載し、形成協定ごとに成果指標を設定して進捗管理を行います。

・「○今後想定される事業○」

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業を掲載しています。

これらの事業については、共生ビジョン更新時に、共生ビジョン懇談会及び1市4町で協議を行い、実現可能性や事業費の見通しがつく場合は、「主要事業」として位置づけることができます。なお、「今後想定される事業」に掲載された事実をもって、今後「主要事業」として位置づけられることについて保証するものではありません。

☆共生ビジョン事業一覧表・成果指標一覧表

巻末に、主要事業及び成果指標の一覧を添付しております。

☆費用負担の考え方

特別な記載のある場合を除き、基本的な負担割合の考え方は以下に示すとおりです。

秩父市 約 53.8% (事業費×70,000千円/130,000千円)

横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町

約 11.5% (事業費×15,000千円/130,000千円)

関係市町の費用負担割合は、状況変化に応じて、適切な調整及び見直しを図ります。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

○施策体系○

(ア) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減

- ①医師・医療スタッフの相互派遣体制の支援等
- ②院内保育の整備等による勤務環境・福利厚生への向上
- ③公立病院の経営改善
- ④医療関係を取りまとめる連絡調整会議の運営
- ⑤新型コロナウイルス感染症対策への支援
- ⑥魅力あふれる看護学校づくりへの支援

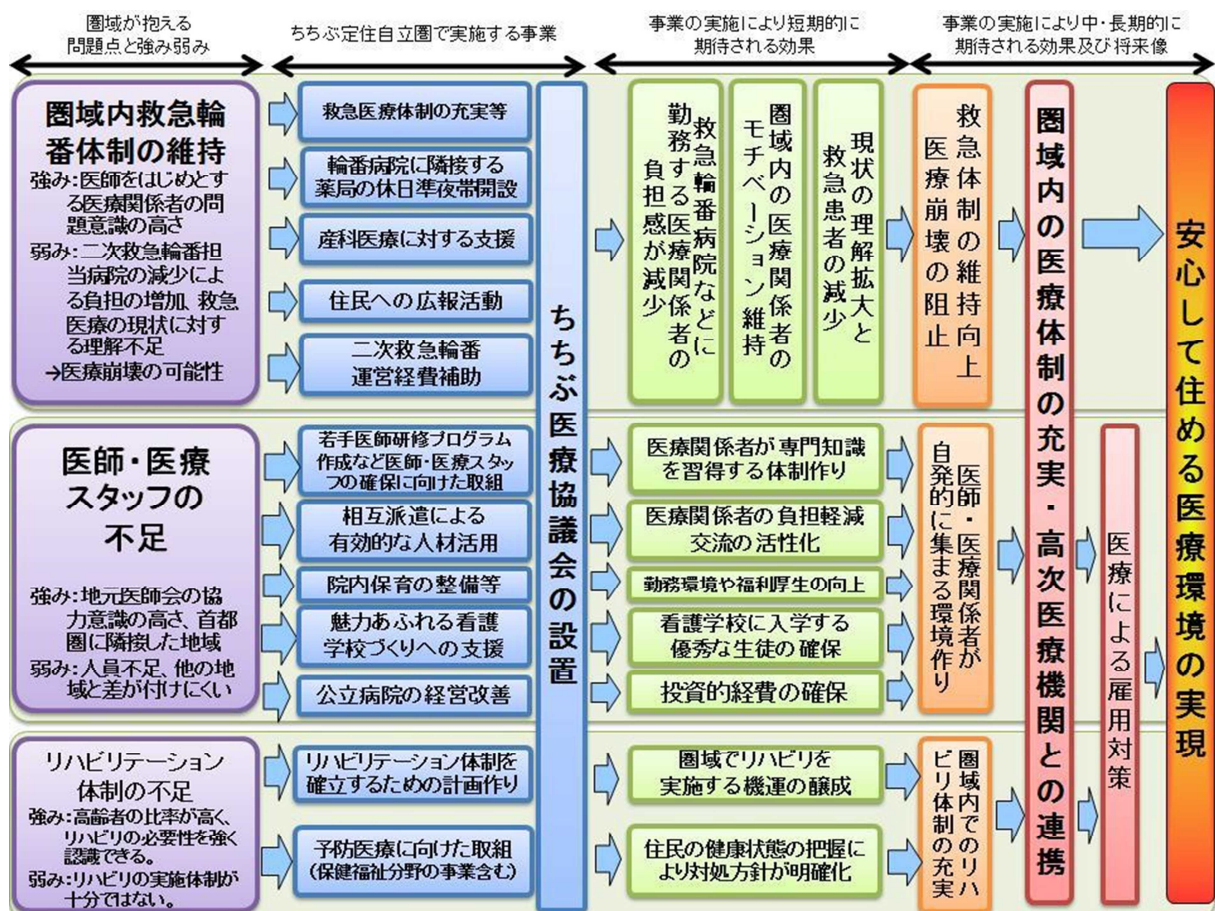
(イ) 救急医療体制の充実

- ①救急医療体制の充実等
- ②休日及び準夜帯の薬局開設と休日在宅歯科当番医開設
- ③救急医療体制維持のための広報周知

(ウ) リハビリテーション体制の確立

- ①リハビリテーション体制を確立するための計画作り
- ②予防医療を充実させる取組
- ③リハビリテーション体制充実に向けた人材の確保育成

○戦略図○



(ア) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減

○現況と課題○

近年、医療制度改革や医師数の地域間格差等から、医療を取り巻く環境は悪化してきています。秩父圏域の医療機関でも勤務医や看護師をはじめとする医療スタッフの不足から診療科の見直し等を行わざるを得ない病院もあり、医療スタッフの確保は喫緊の課題となっています。

また、秩父圏域の高齢化率は25.34%（平成19年1月1日現在）から35.1%（令和3年1月1日現在）へ上昇しています¹。この高齢化率が高くなるに従い、医療機関への受診率も上昇傾向になると予想されます。

秩父圏域には秩父市立病院と国保町立小鹿野中央病院の2つの公立病院があります。地域医療の中核として救急医療や高度医療、地域に不足する医療の確保に向け医療体制の整備や医療の充実に取り組んでいます。しかし、平成16年度に施行された新臨床研修制度の影響で大学医局から医師を引き上げられることなどにより、従来どおりの手法では常勤医の確保はほぼ不可能です。また、看護師についても、平成18年度の診療報酬改定で新たに盛り込まれた7対1の看護配置基準により、新基準取得を目指した都市部の病院が看護師の大量採用に動いたことなどにより、慢性的な看護師不足に悩まされています。これは、公立病院に限らず、圏域内にある民間病院も同じ状況です。

これまで、医師や看護師をはじめとする医療スタッフの確保は、各医療機関の対応が中心であり、行政の支援による取組はそれほど活発に行われていませんでした。公立病院における医師・医療スタッフの不足は、地域に必要な医療が欠けてしまうことにつながり、少なからず圏域内における民間病院にも影響を及ぼします。

このことから、平成22～23年度、医療分野に対する重点支援をちちぶ定住自立圏の事業として実施しました。主要4病院（秩父市立病院、秩父病院、皆野病院、国保町立小鹿野中央病院）に対する支援を行うことにより、医療スタッフの負担軽減などがある程度図られています。平成24年度からは、ちちぶ医療協議会で医師・医療スタッフの確保や相互派遣による有効的な人材活用等について、支援対象となる医療機関や配分額を検討し、支援を実施しています。また、平成25年1月から、秩父圏域の産科医療機関は1診療所となっており、産科医療の確保は困難な状況が続いています。大学病院等からの産科医師の派遣や公立病院から助産師を研修派遣することで1診療所ができるだけ多くの分娩を扱えるよう支援するとともに、秩父圏域の公立病院に産科医師や助産師等の医療スタッフを確保するための方策を協議・検討しています。

令和2年度には、「新型コロナウイルス感染症感染対策事業補助金」を創設し、帰国者・接触者外来等の新型コロナウイルス感染症への対策に係る事業について支援を行いました。

また、令和4年度からは、秩父圏域の看護師の確保に大きく貢献する秩父看護専門学校の魅力アップを図るための事業を支援し、秩父看護専門学校に入学する優秀な生徒の確保、秩父圏域の看護師不足の解消を図ります。

¹ 埼玉県統計課「町（丁）字別人口調査結果」から算出

○今後の展望○

今後、医療体制を維持していくためには、医療関係者の業務負担が過度にならないように、秩父圏域の勤務環境を向上させることが重要です。また、自治医科大卒埼玉出身義務年限内派遣医師の研修や勤務体制など医療政策全般で埼玉県と連携を強化していくことも重要です。

長期的には、医療機関と行政が連携して実施し、圏域に外部の医療関係者が自発的に集まってくる環境を作り、医師・医療スタッフを確保していくことが求められます。さらに、医療従事者の相互派遣等により医師の負担軽減や診療交流を推進します。

具体的な取組として、秩父郡市医師会、地域の公立・民間病院、行政機関等の協力のもと、専門研修プログラムにより研修医の定着を図ることや研修医受入病院の研修環境の体制整備を図ることへの支援、大学病院等との連携により地域に不足する産科医師・医療スタッフの確保を推進することとします。

これらの取組は、ちちぶ医療協議会において方向性を議論し、事業を実施することにより、圏域内の医療体制の充実を図り、安心して住める医療環境の実現を目指します。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

(ア) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減

圏域における医師・医療スタッフの確保及び負担軽減を図るため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、医師・医療スタッフの相互派遣体制の支援、院内保育の整備運営など関連する事業を合同で実施する。

○取組の成果指標○

指標 1	総合診療専門医養成プログラム「ちちぶ」による基幹病院としての専攻医受入人数				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	2人	4人	6人	6人	6人
実績	0人	0人			

指標 2	5病院（秩父病院・皆野病院・秩父生協病院・秩父市立病院・国保町立小鹿野中央病院）の連携病院としての専攻医受入人数				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	7人	7人	7人	7人	7人
実績	5人	6人			

① 医師・医療スタッフの相互派遣体制の支援等

事業名	医療従事者相互派遣等による有効的な人材活用を行うための医師・医療スタッフの確保					1	関係市町名
事業概要	<p>現在勤務している医師・医療スタッフの勤務状況等を踏まえて、圏域内の医療機関へ相互に医師・医療スタッフの派遣体制等を確立し、有効的な人材活用を行う。</p> <p>専門的知見を有する専門家を招へいし、医師のニーズに応じた教育研修プログラムの作成など医師・医療スタッフの確保に関する各医療機関等の取組に対し支援を行う。また、大学病院等からの医師派遣についても支援を行う。特に、産科医師、医療スタッフの確保について重点とする。</p> <p>支援対象となる医療機関は二次救急輪番担当病院及び国保町立小鹿野中央病院、秩父生協病院、関連する医療機関、大学病院、秩父圏域の産科医療機関とする。また、医療従事者養成機関も支援対象とする。</p> <p>各年度において実際に支援する医療機関及び配分額は、ちちぶ医療協議会で協議を行い決定する。</p>						秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康こども課） 長瀨町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）
成果	<p>圏域内で専門的知識を得られる環境を整えることにより圏域外の医療関係者が圏域内での勤務に関心を持ち、医師・医療スタッフの確保と相互派遣につなげることが期待できる。また、1診療所となっている産科医療機関の医師や助産師等が確保されることにより分娩取扱件数の増加が期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>各市町において、専門家の助言を踏まえ、企画立案する。なお、実施に当たっては、秩父郡市医師会など関係機関の聴取を実施する。</p>						
事業費 (千円)	R2 ^(※1)	R3 ^(※1)	R4 ^(※1)	R5 ^(※1)	R6 ^(※1)	計	
	32,700 の内数	32,700 の内数	32,700 の内数	32,700 の内数	32,700 の内数	163,500 の内数	
	0 ^(※2)	0 ^(※2)	0 ^(※2)	18,200 ^(※2)	18,200 ^(※2)	36,400 ^(※2)	
	※1 以下の4事業との合計額 医療分野（ウ） ・「秩父地域リハビリテーション計画（仮称）策定」 ・「予防医療に関連する事業の実施」 ・「リハビリテーション医療に従事する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の確保育成」 保健・福祉分野（ア） ・「『私の療養手帳』推進事業」 ※2 包括支援枠による事業費。						

国県補助事業等の名称・補助率等						
包括支援枠による事業費 18,200 千円については県に補助金要望する。交付が決定した場合は、包括支援枠の事業費予算は不用とする。						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方						
	R2	R3	R4	R5	R6	計
市負担額	6,540	6,540	6,540	6,540	6,540	32,700
	0	0	0	9,800	9,800	19,600
各町負担額	6,540	6,540	6,540	6,540	6,540	32,700
	0	0	0	2,100	2,100	4,200
医療支援枠として各市町が直接ちちぶ医療協議会に支出する。医療機関に対する支援は、ちちぶ医療協議会から行う。 ※各負担額欄の上段は医療支援枠、下段は包括支援枠としての負担金額。						

② 院内保育の整備等による勤務環境・福利厚生の上

事業名	院内保育の整備等による勤務環境・福利厚生 の向上		2	関係市町名		
事業概要	<p>医師・医療スタッフが安心して働ける環境を整備するために、院内保育施設の整備や運営の支援など勤務環境・福利厚生の上を行う医療機関に対し支援を行う。</p> <p>支援対象となる医療機関及び配分額は、必要に応じて、ちちぶ医療協議会で協議を行い決定する。</p>			<p>秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局）</p> <p>横瀬町（健康づくり課）</p> <p>皆野町（健康こども課）</p> <p>長瀬町（健康福祉課）</p> <p>小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）</p>		
成果	勤務環境や福利厚生の上により、医師・医療スタッフの新規獲得や離職防止が期待される。					
関係市町の役割分担	各市町は、専門家の助言を受けながら院内保育の整備等を行う。また、病院事務局の取組に支障が生じないように手続上、事務上の配慮をする。					
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計
	0	0	0	0	0	0
国県補助事業等の名称・補助率等						
該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方						
必要に応じて、包括支援枠からちちぶ医療協議会に支出する。						

③ 公立病院の経営改善

事業名	コスト削減などによる公立病院の経営改善					3	関係市町名
事業概要	<p>救急医療や不採算医療を担っている公立病院において、コスト削減など経営改善に向けた取組を行う場合に、支援を行う。経営改善に当たっては、専門的知見を有する専門家の助言を受けることとする。</p> <p>支援対象となる医療機関は秩父市立病院及び国保町立小鹿野中央病院とする。必要に応じて、ちちぶ医療協議会で協議を行い、配分額を決定する。</p>					<p>秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康こども課） 長瀨町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）</p>	
成果	<p>経営改善により投資的経費を確保し、病院運営を向上させるための医師・医療スタッフの雇用や設備投資が積極的に行われること、また、公立病院の機能向上により、秩父圏域全体の医療体制の向上につながることを期待される。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市立病院事務局及び国保町立小鹿野中央病院事務局は、専門家の助言を受けて、現状分析などを行い、コスト削減などの経営改善の取組を行う。各市町は、経営改善に向けた病院事務局の取組に支障が生じないように、手続上、事務上の配慮をする。</p>						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	0	0	0	0	0	0	0
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	必要に応じて、包括支援枠からちちぶ医療協議会に支出する。						

④ 医療関係をとりとめる連絡調整会議の運営

事業名	「ちちぶ医療協議会」の運営				4	関係市町名	
事業概要	<p>行政からの財政支援等により、平成23年9月26日「ちちぶ医療協議会」が設置された。これにより医師・医療スタッフの確保と相互派遣のための方策、救急医療体制の維持のための方策、リハビリテーションの充実に取り組むための事業を実施する。</p>				<p>秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康こども課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）</p>		
成果	<p>地域医療を地域の基幹インフラとして捕らえ、医療に対する需給ギャップの解消を目指した事業を実施し、ちちぶ定住自立圏の制度を活用して地域医療の維持・向上を図る。</p>						
関係市町の役割分担	<p>各市町の首長及び医療・福祉関係団体の代表者で協議会を組織する。1市4町、埼玉県及び秩父広域市町村圏組合の担当者が、関係者として協議会の運営を補助する。</p>						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	500	500	500	500	500	2,500	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2	R3	R4	R5	R6	計	
市負担額	100	100	100	100	100	500	
各町負担額	100	100	100	100	100	500	
医療支援枠として各市町が直接ちちぶ医療協議会に支出する。							

⑤ 新型コロナウイルス感染症対策への支援

事業名	新型コロナウイルス感染症対策への支援				5	関係市町名	
事業概要	<p>令和2年度に「新型コロナウイルス感染症感染対策事業補助金」を創設し、帰国者・接触者外来等の新型コロナウイルス感染症への感染対策に要する経費を支援した。</p> <p>今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により支援を検討する。なお、支援対象・配分額は、ちちぶ医療協議会で協議を行い決定する。</p>				<p>秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局）</p> <p>横瀬町（子育て支援課）</p> <p>皆野町（健康こども課）</p> <p>長瀬町（健康福祉課）</p> <p>小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）</p>		
成果	<p>新型コロナウイルス感染症に感染した患者等の受入体制の確保、感染拡大防止への対策に要する経費を支援することにより医療体制の充実を図る。あわせて、医師・医療スタッフの負担を軽減する。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は、専門家の意見を踏まえ、企画立案を行う。各町は、原案に各町の状況を反映させるなど原案作成に協力する。</p>						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	6,200	0	0	0	0	6,200	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>医療機関に対する支援は、ちちぶ医療協議会から行う。包括支援枠として支出する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、今後もちちぶ医療協議会で協議を行う。</p>						
	R2	R3	R4	R5	R6	計	
市負担額	3,340	0	0	0	0	3,340	
各町負担額	715	0	0	0	0	715	

⑥ 魅力あふれる看護学校づくりへの支援

事業名	魅力あふれる看護学校づくりへの支援					6	関係市町名
事業概要	令和4年度から、秩父圏域の看護師の確保に大きく貢献する秩父看護専門学校の魅力アップを図るための事業を支援し、秩父看護専門学校に入学する優秀な生徒の確保、秩父圏域の看護師不足の解消を図る。成果を考慮しながら協議を行い決定する。						秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康こども課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）
成果	秩父看護専門学校の魅力あふれる看護学校づくりに要する経費を支援することにより、秩父看護専門学校に入学する優秀な生徒の確保、秩父圏域の看護師不足の解消を図る。あわせて、入学者数の増加による秩父看護専門学校の経営改善を図る。						
関係市町の役割分担	秩父市は、秩父看護専門学校関係者と協議の上、企画立案を行う。各町は、原案に各町の状況を反映させるなど原案作成に協力する。						
事業費 (千円)	R2 0	R3 0	R4 6,600	R5 13,200	R6 19,800	計 39,600	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2	R3	R4	R5	R6	計	
市負担額	0	0	3,552	7,108	10,660	21,320	
各町負担額	0	0	762	1,523	2,285	4,570	
包括支援枠として支出する。 成果を考慮しながら協議を行う。							

○今後想定される事業○

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

- ① 医療関係者に対する意識調査の実施
医療関係者に対して意識調査を実施し、秩父圏域の勤務環境を魅力あるものにするための方策を検討する。
- ② 産科医療を維持するための施策の検討
秩父圏域内の分娩数の推計を行うなど、調査・研究する。

(イ) 救急医療体制の充実

○現況と課題○

現在、病院勤務医をはじめとする医師不足により、医療体制は各地で崩壊の危機に直面しています。特に、住民の命を守る救急医療は、従事者が少なく、医師や医療スタッフは疲弊しながら業務にあたっており、医療事故等の発生にもつながりかねない状況にあります。秩父圏域の救急医療体制は初期救急医療体制と二次救急医療体制がありますが、三次救急医療体制は埼玉県内の他地域に依存しています。

日中の救急患者については、秩父消防本部が各医療機関と調整し搬送を行っています。夜間や休日の時間帯については、秩父地域では、初期救急、二次救急の医療体制をとっています。初期救急医療体制としては、秩父郡市医師会を中心に休日診療所、在宅当番医制、平日夜間の小児初期救急体制があります。二次救急医療体制としては、病院群輪番制により秩父市立病院、秩父病院、皆野病院の3病院が分担して休日・夜間の救急診療に対応しています。しかし、令和2年度からは、秩父病院が日曜日の昼間・夜間及び土曜日の夜間を辞退することとなりました。

令和2年度からは秩父病院が一部辞退することにより、他の輪番病院の負担増が懸念されていますが、医師会をはじめ、関係機関等との協議により、何とか二次救急医療体制を維持していけるように体制整備を図っているところです。なお、平成22年度から救急輪番病院を外れた国保町立小鹿野中央病院では、初期救急患者に限り、夜間でも受入を行っています。また、平成31年4月からは毎週日曜日、令和2年4月からは毎週第2・第4日曜日の昼間において初期救急医療に対応しています。

ちちぶ定住自立圏では、平成22～23年度の医療分野に対する重点支援により、救急車の機能向上、救急医療体制の維持、休日及び準夜帯の薬局の開設に対して、一定の支援を行っています。平成24年度からは、ちちぶ医療協議会で協議を行い初期救急の充実や休日及び準夜帯の薬局開設、休日在宅歯科当番医開設(平成28年度から支援)に対して一定の支援を行い救急医療機関の負担軽減を図っています。

平成30年1月から埼玉県急性期脳梗塞治療ネットワーク(SSN)の運用が開始され、救急現場において急性期脳梗塞治療が必要と判断された場合、急性期脳梗塞治療を受けられる病院に早期に搬送することにより、後遺症を防げる可能性を高めることができるようになりました。

○今後の展望○

二次救急輪番体制は、平成4年度時点で7病院ありましたが、徐々に減少し、平成22年度から国保町立小鹿野中央病院が常勤勤務医不足により病院群輪番制から撤退、令和2年度からは秩父病院が一部辞退することとなりました。

令和2年の火災・救急・救助統計によれば、秩父圏域で発生した年間救急搬送人員は3,827人(日中、夜間休日含む。)であり、その内の約66.5%にあたる2,544人を秩父市立病院・秩父病院・皆野病院の3病院で受け入れました。日中はともかく、不十分な体制のまま夜間休日の二次救急輪番体制を続けていくことは、医師・医療スタッフに過重な負担をかけ、大量退職などにより医療崩壊につながりかねません。現在は、各病院の努力により対応しており、ちちぶ定住自立圏医療分野の重点配分も行い

ましたが、秩父圏域で二次救急輪番体制を継続するのは厳しい状況です。

県が行う#7119埼玉県救急電話相談などの広報活動の成果により、二次救急輪番病院の受入患者数が減少傾向にあることから、今後も、24時間救急患者の受け入れ体制整備が大変であることをお知らせしながら、救急輪番病院が本来の救急対応に集中できるような環境を整備し、急性期の場合でも安心して医療が受けられる体制を維持していく必要があります。

埼玉県急性期脳梗塞治療ネットワーク（SSN）の運用開始により、関係する高次医療機関との連携を深めるとともに、この救急搬送システムについて広報・周知を図っていく必要があります。

秩父郡市医師会との連携による初期救急の充実や休日及び準夜帯の薬局開設、休日在宅歯科当番医開設、救急搬送体制の充実などの支援を行政が実施することで、二次救急輪番病院の負担が軽減され、医療崩壊を阻止し、救急医療体制の維持向上を目指すことが期待されます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

(イ) 救急医療体制の充実

圏域における救急医療体制をさらに充実させるため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、秩父郡市医師会及び医療系大学との連携の強化、医療スタッフのサポート体制の確立などの関連事業を実施する。

○取組の成果指標○

指標	救急輪番病院の救急輪番実施率 (救急輪番の実施日数/救急輪番の総日数)				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	100%	100%	100%	100%	100%
実績	100%	100%			

① 救急医療体制の充実等

事業名	救急医療体制の充実等					7	関係市町名
事業概要	<p>医師が休日の救急輪番担当病院に参加して、二次救急医療を必要としない軽症患者に対応したり、圏域内の医療機関が初期救急診療を行う医師を招へいするなど、各医療機関が初期救急の充実を行う経費を支援する。</p> <p>支援対象となる医療機関は二次救急輪番担当病院及び国保町立小鹿野中央病院とする。配分額は、ちちぶ医療協議会で協議を行い決定する。</p>					<p>秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局）</p> <p>横瀬町（健康づくり課）</p> <p>皆野町（健康こども課）</p> <p>長瀨町（健康福祉課）</p> <p>小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）</p>	
成果	<p>救急輪番担当病院の医師・医療スタッフが、休日の救急輪番担当日に軽症患者を診察する負担が軽減されることが期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は、秩父郡市医師会や専門家の意見を踏まえ、企画立案を行う。各町は、原案に各町の状況を反映させるなど原案作成に協力する。</p>						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	12,800	12,800	12,800	12,800	12,800	64,000	
	1,800 ^(※1)	1,800 ^(※1)	1,800 ^(※1)	1,800 ^(※1)	1,800 ^(※1)	9,000 ^(※1)	
※1 包括支援枠による事業費。							
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
市負担額	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	2,560	2,560	2,560	2,560	2,560	12,800	
各町負担額	968	968	968	968	968	4,840	
	2,560	2,560	2,560	2,560	2,560	12,800	
	208	208	208	208	208	1,040	
<p>令和2年度から、12,800千円を医療支援枠として各市町が直接ちちぶ医療協議会に支出、1,800千円を包括支援枠として支出している。医療機関に対する支援は、ちちぶ医療協議会から行う。</p> <p>今後も事業費14,600千円を予定しているが、成果を考慮しながら、ちちぶ医療協議会で医療分野全体としての協議を行う。</p> <p>※各負担額欄の上段は医療支援枠、下段は包括支援枠としての負担金額。</p>							

② 休日及び準夜帯の薬局開設と休日在宅歯科当番医開設

事業名	休日及び準夜帯の薬局開設					8	関係市町名
事業概要	秩父郡市薬剤師会の協力により、二次救急輪番担当病院及び休日診療所に隣接する薬局において、休日（8時～18時）及び準夜帯（19時～22時）に、調剤薬局の開設を行うための経費を支援する。						秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康こども課） 長瀨町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）
成果	休日及び準夜帯に薬局が開設されることにより、特別な薬の処方をする必要がなくなるなど、救急輪番担当病院の医師の負担が軽減されることが期待される。						
関係市町の役割分担	秩父市は、秩父郡市薬剤師会や秩父郡市医師会、専門家の意見を踏まえ、企画立案を行う。各町は、原案に各町の状況を反映させるなど原案作成に協力する。						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	20,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2	R3	R4	R5	R6	計	
市負担額	800	800	800	800	800	4,000	
各町負担額	800	800	800	800	800	4,000	
医療支援枠として各市町が直接ちちぶ医療協議会に支出する。薬局に対する支援は、ちちぶ医療協議会から行う。 毎年度、事業費4,000千円を予定しているが、医療分野に対する全体的な支援や実施状況を考慮して、ちちぶ医療協議会で協議を行った上で額を確定する。							

事業名	休日在宅歯科当番医開設		9	関係市町名		
事業概要	<p>秩父郡市歯科医師会の協力により、圏域内の在宅歯科当番医において、年末年始のほか2日以上続けて休日となる日の一部における診療開設実施日（10時～13時）に、歯科診療の開設を行うための経費を支援する。</p>			秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康こども課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）		
成果	<p>年末年始のほか2日以上続けて休日となる日の一部における診療開設実施日（10時～13時）に歯科医院（圏域内1医院）が開設されることにより、圏域内の医療体制の充実が図られることが期待される。</p>					
関係市町の役割分担	<p>秩父市は、秩父郡市歯科医師会や専門家の意見を踏まえ、企画立案を行う。各町は、原案に各町の状況を反映させるなど原案作成に協力する。</p>					
事業費 (千円)	R2 560	R3 480	R4 480	R5 800	R6 800	計 3,120
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方						
	R2	R3	R4	R5	R6	計
市負担額	304	260	260	432	432	1,688
各町負担額	64	55	55	92	92	358
<p>医療機関に対する支援は、ちちぶ医療協議会から行う。 包括支援枠として支出する。</p>						

③ 救急医療体制維持のための広報周知

事業名	救急医療体制維持のための広報周知					10	関係市町名
事業概要	救急輪番担当病院の減少や医師不足について、住民に対して、秩父圏域の医療体制の現状を理解していただくための広報周知活動を実施する。						秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康こども課） 長瀨町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）
成果	医療体制の現状を踏まえ、二次救急輪番担当病院での受診や休日・夜間の体調不良時の適切な受診の仕方について圏域内の住民に理解していただくことにより、救急輪番担当病院で勤務する医師・医療スタッフの負担軽減、モチベーション維持を行う。						
関係市町の役割分担	秩父市が企画立案し、各市町で協力して周知活動を行う。なお、実施に当たっては、秩父広域市町村圏組合、埼玉県秩父保健所及び秩父郡市医師会など関係機関の意見を聴取する。						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	0	0	0	0	0	0	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	広報周知活動は、市報・町報などを活用するなど通常経費の範囲内で実施する予定であるが、必要が生じた場合は、各市町で協議の上、ちちぶ医療協議会から運営経費の範囲内で、必要な措置を行う。						